

外来生物法施行規則(案)に係る意見と対応の考え方

該当箇所			意見の概要	対応の考え方
条	項	号		
第2条		3	繁殖が可能な1年間という期間を設けず、別途、「飼育繁殖を認めない」項目を立てるべきである。	本号では、国又は地方公共団体による防除に伴う保管、運搬について、経過的措置として1年を超えない範囲で適用除外とするものを定めており、繁殖を行うことは想定していません。なお、仮に1年を超えて飼養等が継続する場合、許可をとらせることとなります。
		4	日本にブルーギルを持ち込んだのは天皇で、琵琶湖にブルーギルを持ち込んだのが水産庁である以上今回の法律で公的機関による飼育を例外として放置するのは、認められない。	本号では、本法の主務省の職員が飼養等の禁止に係る事務のために行う業務に伴い必要となる飼養等を位置付けているものです。
		12	半年間だけの申請受付では申請方法の浸透期間が短すぎる。業者などでは新規参入の者もいるので、せめて申請期間を1年あるいは随時申請にして申請方法の周知も広く行うべきである。	経過的措置としては、他の法令でも通常半年程度とされており、妥当であると考えます。なお、この条項は既に飼養等を行っている者を対象にしており、新規参入の者(愛がん等の目的を除く)は飼養等に先立って申請が必要になります。
		13	繁殖が可能な1年間という期間を設けず、別途、「飼育繁殖を認めない」項目を立てるべきである。	本号では、国又は地方公共団体による防除に伴う保管、運搬について、経過的措置として1年を超えない範囲で適用除外とするものを定めており、繁殖を行うことは想定していません。なお、仮に1年を超えて飼養等が継続する場合、許可をとらせることとなります。

全般	<p>農林水産省が行う試験研究の飼養は「適応除外」であるが、文部科学省、厚生労働省の試験研究では「許可制」と矛盾がある。文部科学省や厚生労働省所管の研究機関、大学等での動物の飼養については「動物愛護法」、「実験動物の飼養および保護等に関する基準」(総理府)、「大学等における動物実験について」(文部省通知)等の規制の下、各大学・研究機関、学会が動物実験指針を制定し、動物実験(倫理)委員会を設置して管理しており、逃走や盗難に対して十分な配慮がなされている。新たな法律の規制は事務手続きを煩雑にし、また複数の法律の整合性の点で問題が起こりかねない。従って、大学および研究機関も適用除外に加えるべき。あるいは、動物実験委員会を設置し、自主管理している研究機関には自動的に飼養許可を出すようにすることも可能かと思う。</p>	<p>環境省及び農林水産省の職員が行う業務として適用除外がなされるのは、本法に基づく防除に伴う行為又は飼養等の禁止に係る事務のために行う業務に限っており、試験研究などその他の業務については飼養等の許可が必要です。本法は、特定外来生物による生態系等への被害の防止を目的としており、他の法律・制度とは目的が異なります。なお、本法の飼養等の許可の手続きについては、迅速な処理に努めます。</p>
	<p>「やむを得ない事由」に生業を追加してほしい。</p>	<p>特定外来生物被害防止基本方針(以下「基本方針」という。)に示されているとおり、「許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業」については第3条第3号に位置付け、飼養等の許可の対象となります。飼養等の禁止の適用除外にするのは適切ではありません。</p>
	<p>オオクチバスが漁業権魚種に指定されている4湖に限って、有効な駆除技術の確立、長期的な漁場管理と利用に関する方向性が策定されるまでの間は、飼養等の禁止の適用除外とし「十四 第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖に伴って飼養等をするものであること。」を追加すべき。第5種共同漁業権の対象には特定外来生物への選定が検討されているものがあり、外来生物法と漁業法の関係を明確化すべき。</p>	<p>特定外来生物の指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されている場合の扱いについては、施行規則の修正案第9条として新たに規定をおいています。</p>
	<p>貨物自動車運送事業法第3条及び第36条に基づく国土交通大臣の許可を受けた事業者の運搬は適用除外が望ましい。一般的に動物を運搬する際には運送会社を利用する場合がほとんどであるため。</p>	<p>貨物自動車運送事業法とは法の趣旨が異なるため、運送会社についても飼養等の許可が必要です。ただし、外来生物法の飼養等の許可を受けた者が行う飼養等の一環として委託等により運送会社が運搬を行う場合には、運送会社がさらに許可を得る必要はありません。</p>

		<p>「法施行後、防除のために捕獲された個体の里親を募り、里親等が見つかった場合に、その里親等が飼養すること」という項目を入れるべき。生かす努力をするべき。</p>	<p>動物愛護法の対象となり得る哺乳類、鳥類、爬虫類の防除個体の引き取り飼養については、第3条第1項第5項の「その他公益上の必要があると認められる目的」で許可対象となり得ます。</p>
		<p>第二条の各号以外に、「一時的に保管してから元にいた場所に戻す行為は飼養等とみなされず、禁止適用除外」と明確に記述すべき。飼養等の許可をうけない場合でも、生け簀、びく、水槽に一時的に(長くとも一日を過ぎない範囲で)保管して記録後に元に戻しても、「法に違反した」と扱われないような配慮をお願いしたい。</p>	<p>「保管」に該当するかどうかは、特定外来生物の取扱いの状況や取扱者の意思などを勘案し、個別具体的に判断することが必要となります。</p>
		<p>既に、産業として成り立つ地域は飼養等の禁止の適用除外とすべき。オオクチバスの場合、地域との合意形成の可能な地域、要望がある釣り場、既存の管理釣り場を特例として選定する。この場合の地域とは、その水域を保有する「市町村」という細分化された単位。この内、漁協が管理し駆除を要望する、複数地域にまたがる河川には、駆除事業を並行する。特例選定に当たっては、市町村・水域から利益を得る各団体などから希望を募り、生態系・環境保護の立場の学識経験者から意見を聞く。上記以外地域の水域は、市町村ごとに法に従い、具体的な防除方法を模索する事とする。</p>	<p>外来生物法は生態系等に係る被害の防止を第一義としており、経済的な事由から特定の地域を定めて飼養等の禁止の適用除外とする仕組みにはなっていません。</p>
<p>第3条</p>	<p>1</p>	<p>博物館については、博物館法による定義があり、博物館相当施設は明確であるが、動物園については法的にも一般的にも明確な定義がない。「動物園その他これに類する施設」という表記では、飼育施設の適用範囲が広範になり、規制効果が不十分になるおそれがあるので「公的な社会教育施設として法的な認定がされている動物園その他これに類する施設」とする。</p>	<p>飼養等の許可に際しては、特定飼養等施設の基準等に合致しているかどうかを審査することにより、適正な飼養等の実施を確保することができるものと考えています。</p>

1	<p>個人業者などが営む小規模の動物園や移動動物園などからの動物の遺棄や逸走の可能性が最も高い。また、CITES附属書I類の国際希少野生動物が、動物園と名の付く個人業者によって学術研究の名の下に密輸された前例がある。かつてタイワンザル、アカゲザル、キョンなどはこのような施設から遺棄、逸走して野生化したとみられている。「博物館は、博物館法に定められた施設とし、範囲は日本動物園水族館協会に加盟している園館に限る」とすべきである。</p>	同上。
1	<p>「これに類する施設」が何を指すのか分からない。飼養の目的となる基準を明らかにし、その基準に適合させるか、または、「これに類する施設」は、削除すべきである。</p>	同上。
2	<p>「教育」と「生業の維持」の定義が定まっていない以上、具体的に何を指すのか明記すべきである。「教育」の定義が曖昧な場合、学校ビオトープなど教育上必要であるとの理由で飼養を認めることになりかねない。また、「生業の維持」の定義が曖昧であれば、外来種を商品として流通される抜け道となる可能性がある。</p>	<p>飼養等の目的については、基本方針に記述されているとおり「展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業」などの場合に限ることとしており、飼養等の許可に際しては、特定飼養等施設の基準等に合致しているかどうかを審査することにより、適正な飼養等の実施を確保することができるものと考えています。</p>
2、3	<p>教育は学校教育法に定められる教育機関に限定する等を明記すべきである。また、「生業の維持」については、外来種の売買を生業とする業が認められることになり、他の規制と比して不公平となりかねない。生業の範囲も限定すべきと考える。</p>	<p>「生業の維持」として飼養等が認められるのは、特定外来生物を飼養等して業を営んでおり、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業となるものと考えています。</p>
3	<p>第3条第3号の「生業」について、実際に関係者から聞き取り等をして生物ごとの具体的かつ現実的な指針をつくるなどその詳細を明らかにすべきである。生業されていることが困ることのないよう配慮を求む。</p>	同上。

3	<p>特定外来生物の性質から、生業として新たに飼育場所を増やすことがあってはならない。法律施行時に生業としている事業者に対する経過処置とすべきである。「生業の維持」を「特定外来生物の指定の際に、既に(若しくは「現に」)当該特定外来生物の飼養等をしている生業の維持」とすべき。</p>	同上。
3	<p>「生業」として①第5種漁業権魚種認定が設定されている4湖(芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖)で漁業協同組合が運営するオオクチバス管理釣り場業②個人や会社が経営するオオクチバス管理釣り場業③上記「管理釣り場」へ供給するためのオオクチバス養殖業④生活を維持する為の行為すべてまたは一部となっている関係者(釣堀、ボート関係業者、釣りガイド、釣り人等)も含むことを明記すべき。</p>	同上。
3	<p>オオクチバス用の釣り具等の製造・販売、釣り堀経営等のバス関連産業を生業として認めないことを要望する。誰かの手によって無秩序な放流が行われている現状で、生業として認めることは新たな密放流を助長するおそれがあるため。</p>	同上。
3	<p>種の指定により損害を被った人への保障をするべき。生活を奪われる人への保障を明記していないのは不十分である。</p>	生業として現に特定外来生物を飼養等している場合に、飼養等施設の基準等に合致する場合には許可の対象となり得ると考えます。
3	<p>「生業の維持」については、「特定外来生物の指定の際現に免許等を得て営んでいる当該免許期間に係る生業の維持」とし、「生業の維持」という理由での飼養等の規模拡大、免許等の更新を認めないこととするべき。漁業権の免許により行われているオオクチバスやチャンネルキャットフィッシュを用いた生業については、規模の拡大、また次は免許の更新は認めないことが必要。</p>	「生業の維持」として飼養等が認められるのは、特定外来生物を飼養等して業を営んでおり、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業となるものと考えています。
3	<p>「生業の維持」については削除すべき。遺棄の可能性が否定できないので原則認めるべきではない。</p>	基本方針に記述されているとおり「許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業」などの場合に限ることとしており、飼養等の許可に際しては、施設基準等に合致しているかどうかを審査することにより、適切な飼養等が行われるものと考えています。

	4	この条文では指定後に飼養することができなくなるので、「特定外来生物を現に飼育等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は鑑賞のための飼育等」と修正すべき。	基本方針に記述されているとおり「特定外来生物が指定された時点以前から愛がん目的等で飼養等をしていた場合については、その指定前より飼養等されていた特定外来生物について、施設基準に照らして適切であり、かつ繁殖を行わない場合に限り、飼養等の許可の対象とする。」としています。
	4	個人の愛がん又は鑑賞用の飼養は、日和見、無責任が多くあり、放棄、投棄行為のおそれがあるので認めるべきではない。また、一代限りの飼育であることをより明瞭にして一般に誤解を与えないように「愛がん又は観賞のための飼養等」につづき「一代限りで飼育繁殖を認めない」、「原則飼育繁殖を認めない」趣旨を書き加えるべきである。	「愛がん又は観賞のための飼養等」については、基本方針で「繁殖を行わない場合に限り、飼養等の許可の対象とする。」としていますので、繁殖制限について、許可の条件として付することとしています。
	4	オオクチバスが特定外来生物に選定されるのであれば第5条第1項の飼養の目的が観賞である場合は飼養を認めるにして頂きたい。	基本方針に記述されているとおり「外来生物が野生化して生態系に被害を及ぼしている例がある愛がん飼養（観賞も同様）等の目的については、許可の対象としないこととしています。
	5	「その他公益上の必要がある・目的」具体的に何を指すのか、「その他公益上」の定義を明らかにして置くべきである。または、「五」を削除すべきである。	防除個体の引き取り等の目的を言います。
	5	内容が具体性に欠け、本法律は外来生物を規制することで生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展を目的としているのに、施行規則では逆に公益があれば飼養してもいいとあるのは法律自体に自己矛盾しているため削除を求む。	飼養等の目的については、基本方針に記述されているとおり、公益上の必要性が認められる目的、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業などの場合に限ることとしており、飼養等の許可に際しては、特定飼養等施設の基準等に合致しているかどうかを審査することにより、適正な飼養等の実施を確保すること数できるものと考えています。
	全般	飼養等の目的に「保護飼育」を加えて頂きたい。生かすことを考えて欲しい。	動物愛護法の対象となり得る哺乳類、鳥類、爬虫類の防除個体の引き取り飼養については、第3条第1項第5項の「その他公益上の必要があると認められる目的」で許可対象となり得ます。
	全般	移動について明確になっていない。バス釣り大会で検量する場合、一歩でも動いたら違法になるのかなど明確ではなく困惑するので具体的な内容を示すか条文を削除すべき。	釣り大会については、地域や状況に応じて内容が異なると考えられることから、別途個別に取扱いを検討すべきと考えています。

第4条	2	オオクチバスは、人への危害はなく、飼養により命の大事さや安らぎを得られ、全く問題がないためオオクチバスを第4条第2号に入れて頂きたい。鑑賞用の場合は、許可申請をしなくていいようにすべき。	基本方針に記述されているとおり「外来生物が野生化して生態系に被害を及ぼしている例がある愛がん飼養（観賞も同様）等の目的については、許可の対象としないこととしています。
	2	数量の上限の条項の削除を強く希望する。許可の申告時点での数量を申告する事は出来るが、一定時期を経過し雌雄が一緒であれば繁殖をする。よって上限を規定する事は不可能。また、今回指定の候補種の中には、外見から雌雄の判断が難しい種も存在するため。	適正な飼養等を担保するため、数量の把握が必要であることから、「数量の上限」は「数量」に修正します。 なお、必要に応じ、数量の上限については許可条件として示すことを考えます。
	2	本法律では飼養する個体の識別が必須となっており、申請には数量が必要であると考えため「数量の上限」を「数量」に修正すべき。	同上。
	4	飼養可能最大数量とその根拠の規模、流出防止措置との整合性の明確化が必要である。	同上。
	5	口の(3):逸出防止措置について、魚類に関し、天然湖、ダム湖、ため池などの人工的に仕切られた同一水域内の移動においては、運搬、キャッチアンドリリースが可能という項目の追加を強く希望します。	ここでは申請書に記述すべき項目として、運搬に際しての逸出防止措置が必要であることを記述しています。
	5	イの「主たる取扱者の住所」は、4条1号で申請者の住所を記載することになっており不要である。取扱者は申請者の元で業務に従事するのが普通。もし異なる場合は、実際の場所の代表者の住所となるべき。	取扱い者が申請者と異なる場合に、取扱者名を記載することとされていますが、架空の人物ではないことを確認するために住所の記載を求めることとしています。
	5	口の点検方法が不明確。飼育管理マニュアル又はそれに類するものとすべき。また、運搬の際の逸出防止とあるが、建物内外の場合について明確にすべき。	点検方法については、第8条第1項第4号に基づき、特定外来生物の種類毎に必要な応じて取扱方法を定めることとしています。
	5	許可を受けたものであっても、不慮の事故等で逸出した場合を想定し危機管理対策必要であるので、「不慮の事故等による逸出があった場合の危機管理体制」を追加すべき。	第8条第1項第4号に基づき、特定外来生物の種類毎に必要な応じて取扱方法を定めることとしています。

5	特定外来生物1種に対して複数の飼養個体識別方法が選択されることが想定される。飼養許可の申請時に、飼養個体の識別方法を提示しておくべきであるので「飼養個体の識別方法」を追加すべき。	識別方法については、第8条第1項第2号に基づき、特定外来生物の種類毎に必要な応じて定めることとしています。
6	再交付ができる回数を明記すべきである。亡失または滅失した理由で何回も再交付を受け、悪用する可能性もある。	悪用する可能性がある場合には、必要に応じ、事情聴取等を行うことにより対応することを考えています。
全般	使用許可の申請時に施設の図面・写真を添付したり、「飼養等の主たる取扱者」個人の氏名、住所等を記載するのは、保安上きわめて危険であるのでやめるべき。近年、一部の過激な動物実験反対運動団体が、研究機関への侵入や破壊活動、研究者個人への嫌がらせなどを行ってきた背景がある。	個人情報については、公開しないこととしています。
全般	許可期間は1年間とし、1年間をこえて飼養等を行いたい場合には、飼養等の条件を満たしていることを証明し再度許可申請行なう。毎年、管理が正しく行われていることを証明できた場合にのみ再度許可するべきである。	許可期間については、法第7条第1項第1号に基づき、特定外来生物の種類に応じ許可の有効期間を求めることとしております。別途種類毎に定める期間をご覧ください。
全般	飼育者の経営状態を環境省はチェックできるという項目を入れるべき。経営悪化は、大量遺棄につながる原因になるので注意が必要。(5条にも同様の意見)	飼養等の許可に際しては、施設基準等に合致しているかどうかを審査することにより、適切な飼養等が行われるものと考えています。
全般	販売にあたっては、「ワシントン条約サイテス I」と同じ扱いとして流通するすべての個体に付属書をつけることにすべき。また、これらの個体を所持する人をデータとして管理し、放棄した場合に追跡調査ができるようにすべき。	法第8条第1項第2号に基づき、特定外来生物の種類毎に、許可を受けていることを明らかにするための措置を講じることとしています。別途種類毎に定める措置の内容をご覧ください。
全般	手続きに係る手数料は無料が望ましい。また、申請・届出の書式、提出方法を選択度の高い多様な方法とすべき。書式は、窓口備え付け、ダウンロード、任意とし、提出方法は窓口持参・郵送・ホームページのフォーム記入送信等の具体的方法が考えられる。	本法に基づく許可申請等に係る手数料はありません。また、申請に関しては電子申請などの様々な方法により対応することを考えています。

第5条	1	オオクチバスなどの管理釣り場については飼養施設として認めて欲しい。	飼養等の許可に際しては、施設基準等に合致しているかどうかを審査することになると考えています。別途種類毎に定める飼養等施設基準をご覧ください。
	1	国際獣疫事務局(OIE)が採択した「動物福祉の原則に関する指針」は、外来種に関しても適用されるべき。施設、飼養方法は、生態と福祉にかなったものであること。	基本方針に記述されているとおり「動物の取扱いに当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿った適切な方法により行う」こととしています。
	1	逸出を防止できる構造及び強度とすること」を「逸出を防止する複数の措置をもつ構造及び強度とすること」に修正すべき。施設の老朽化、故障などで万が一にも流出し、生態系の破壊が起こるとともにもどすことはできないため。	具体的な基準については、特定外来生物の種類毎に定めることとしています。
	1	「繁殖を人間のコントロール下における構造をもつこと」を追記すべき。施設には当然飼養できる可能数量が決まっており、施設内での無秩序な繁殖は流出の危険性が高まると考えられるため。これにより、7条3号は削除すべき。	繁殖様式については、生物毎に異なることから、一律の施設基準で定めるのではなく、第7条第1項第3号が必要と考えます。
	1	漁業対象種として現在養殖が行われているオオクチバスやチャネルキャットフィッシュを、湖などにおいて普通の生け簀(いけす)で養殖する場合、そこからの逸出は、完全に防止できません。第5条第1項第1号に「完全に」という文言を加え、「特定外来生物の種類に応じ、その逸出を完全に防止できる構造及び強度とすること」とする必要があります。	オオクチバスについて湖で生け簀養殖をしているという情報は得ていません。チャネルキャットフィッシュについては、第1種区画漁業権を得て生け簀で飼養されており、「逸出しない構造及び強度」の施設として基準に合致すれば許可の対象となり得るものと考えます。
	2	現在飼育している場合には、過剰な基準の飼育施設を求めることはやめて欲しい。	飼養等の許可に際しては、施設基準等に合致しているかどうかを審査することになると考えています。
	全般	現実的、具体的な基準を設け示していただきたい。	別途種類毎に定める措置の内容をご覧ください。

	全般	<p>チャンネルキャットフィッシュが指定された場合、「網生け簀」については特定飼養等施設の対象としていただきたい。養殖に使われている「網生け簀」は生け簀枠によって水面に出ている。また、生け簀枠周辺は柵を設けるなど逸出防止など管理は十分であるため。</p>	<p>チャンネルキャットフィッシュについては、第1種区画漁業権を得て生け簀で飼養されているところがあると承知しており、「逸出しない構造及び強度」の施設として基準に合致すれば許可の対象となり得るものと考えます。</p>
第6条	2	<p>飼養等の許可基準には、特定外来生物の最終飼養者までを含めた管理方法、つまり、販売業者、輸入業者は、譲り渡し後においても逸出を可能な限り排除するよう努める義務を明確にすべき。</p>	<p>特定外来生物の飼養等については、販売業者、輸入業者だけでなく、最終飼養者まですべて逸出しないような施設基準に合致しているとして許可をとることとされています。</p>
	3,4	<p>「2年を経過しない者」はあますぎ。「二度と許可はしないとすべき」。罰金等の罰を受けたものが、2年経過したら善良な自然環境保護者に変身するはずがない。</p>	<p>他法令の例に倣っています。</p>
第7条	2	<p>雌雄を一緒に飼育していれば繁殖するためを個体を数量変更やその日時を把握することは不可能。また、魚類や昆虫類など小さい生物や水生生物は現実的に確認できない。よって数量変更の報告は不可能な場合があるので、種ごとに例外を設ける、条文を削除とするなどすべき。</p>	<p>具体的な内容については、特定外来生物の種類毎に定めることとしています。</p>
	2	<p>許可を受けたものであっても、数量変更の際、危機管理体制を見直す必要があるので、「不慮の事故等による逸出があった場合の管理体制」を追加すべき。</p>	<p>管理体制については、第4条第1項第5号ロで申請時に記載させることとしています。</p>
	2	<p>「輸入を行った場合にあっては、その旨」とあるが具体的に、誰が、どこから輸入したのか、背景が分かる仕組みが必要である。「輸入を行った場合にあっては、輸入元の国名、原産地を記すとともに、譲り受け等を行った相手方の住所、氏名及び職業、相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業」と修正すべきである。</p>	<p>外来生物法は国内における飼養等を規制することとしておりますので、原産地の情報までを付することとしていません。ただし、どのような国や地域から輸入されるかという情報は有意義ですので、情報を収集する何らかの仕組みを考えたいと思います。</p>

	2	実験動物は、日々繁殖など実験に使われ、数は日々変化する。そのたびに届出を出すことは不可能なので少なくとも1ヶ月単位で変更の届出、余裕が必要である。	頻繁に譲渡等が行われる場合には、譲渡の都度届出を出すのではなく、期間を定めて届出していただくことを考えています。具体的な内容については、特定外来生物の種類毎に定めることとしています。
	2	管理不備による流出の防止のため「数量の変更の事由」を「数量の変更の事由とその証明」に修正すべき。	適正に飼養等が行われているかどうかを確認するため、数量の変更の事由を提出していただくこととしています。
	3	指定時に愛がん目的で飼養され許可するものは適正な飼養に関わらず許可以降の繁殖を認めるべきではない。許可の条件に「指定時に愛がん目的で飼養され許可する特定外来生物は繁殖を制限する」項目を加えるべきである。	愛がん目的で行う飼養については、基本方針において「繁殖を行わない場合に限り飼養等の許可の対象とする」としており、繁殖させないことについては、第7条第1項第3号において繁殖を制限する条件を付することとしています、
	4	「その他の条件」という抜け道を作るべきではない。「四」は、削除すべきである。	現在、想定されていないことにも対応する必要があるため本項が必要と考えています。
	全般	飼養等の許可の条件は、「人為的拡散の防止に努めること」「自然拡散の可能性を極力なくすこと」という二点。その二点を満たしていれば許可されるべきである。	許可条件は、特定外来生物の生態的特性に応じてそれぞれに定めることとしています。
	全般	すでに許可を得ている施設で動物を繁殖させた場合、許可を得ている他の施設に動物を移動した場合にも届け出が必要であると、円滑な業務遂行の妨げとなるので、これらの場合の届け出は不要とすべき。	具体的な内容については、特定外来生物の種類毎に定めることとしていますが、頻繁に譲渡等が行われる場合には、期間を定めて届出していただくことも考えています。
	全般	サルを繁殖させた場合、共同研究等でサルを移動した場合も逐次届け出が必要で、円滑な研究の妨げとなるおそれがあるので配慮すべき。	同上。
第8条	1	保守点検を定期的に行うと共に、保守点検結果を報告することを明記すべき。	保守点検の結果については、必要に応じ報告徴収することを考えています。

2	<p>条文の「～、標識又は写真の掲示その他の～」を「～、標識又は写真の掲示、その他は～」に修正すべき。「その他」は「処置」を指すはず。「その他の当該特定…」と続けたのでは「その他」が「当該特定生物」に掛かってしまい、意味が違ってくる。</p>	<p>原案で「その他の」は「措置」にかかっていますので、誤解はないものと考えます。</p>
2	<p>条文にあるマイクロチップなどの個体数把握方法は魚類、昆虫をはじめとした小さな生物、水生生物では現実的に不可能。装着や確認が困難であるとともに、生命維持を妨げるのではないか。写真だけでもよいのではないか。種ごとの対応をすべきであり、条文を削除するか、「現実的(あるいは技術的)に可能な方法をその都度指示する」と記述すべき。</p>	<p>許可を受けていることを明らかにするために行うマイクロチップの埋込み等について、具体的な内容については、特定外来生物の種類毎に定めることとしています。</p>
2	<p>特定外来生物は、すべて個体識別が可能な措置を行うべきなので「新たな」は、削除すべき。マイクロチップやタグ、脚環の装着が困難な種について、「標識又は写真の掲示」を行うものであり、その旨、明記すべきである。</p>	<p>飼養等しているすべての個体について、許可を受けていることを明らかにすることが必要であるため、「新たな」「開始した」を削除します。 なお、後段の指摘については、関連告示の制定をする中で明らかにしていきます。</p>
2	<p>外来生物の種類により管理体制を設けるべき。オオクチバスに関しては管理釣り場などで、外部流出防止を徹底させるべきで解決できる。</p>	<p>許可を受けていることを明らかにするための措置に係る具体的な基準については、特定外来生物の種類毎に定めることとしていますが、基本的には逸出防止を定めることとなります。</p>
2	<p>マイクロチップ、タグ、脚環には流出時の責任を明確にするため、管理者を特定できるようなデータを書き込むべき。あと、標識または写真の掲示とあるが、ここでいう標識とは何をさすのか不明確、内容を明記してほしい。なお、マイクロチップと写真の掲示の組み合わせは意味がないと思う。</p>	<p>許可を受けていることを明らかにするための措置に係る具体的な基準については、特定外来生物の種類毎に定めることとされています。</p>
2	<p>屋外において、特定外来生物が発見された際、防除における原因者負担の観点から、逸出させた許可者を明らかにする必要があります。そのため、第8条第2号に規定される特定外来生物の個体識別措置を徹底することが求められます。</p>	<p>同上。</p>

		4	オオクチバスが指定された場合、水上・陸上(水辺から100メートルなど)での移動などのルールをつくり、その範囲内なら移動(規制の対象)としないなどのルールをつくるべき。移動の定義が曖昧であり、このままでは混乱を招く。	運搬に当たるかどうかについては、地域や状況に応じて内容が異なると考えられることから、別途個別に取扱いを検討すべきと考えています。
第9条		1	第3条第4項に基づき許可を受けて飼養している場合、家族全員で飼養していても許可を受けた者が死亡すると許可が失効し、家族は殺処分を余儀なくされる。個人の飼養許可は相続できるようにし、第一項は削除すべき。	家族全員で飼養等をしている場合には、全員で許可申請をすることも可能です。また、飼養等していた者が死亡した場合でも、相続人が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止の目的(規則案第3条第1項第5号)で、当該個体の飼養等をする場合には、一定要件が整えば飼養等の許可が出ることとなります。
		全般	「当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、」を「当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から七日以内に、」とすべき。飼養人が死亡した場合、相続人等が不明確な状態のまま飼養生物が遺棄される恐れがある。死亡や疾病により飼養が困難になった場合でも、飼養管理を行う体制を保持するため、死亡時等には速やかに新たな飼養責任者を決定する仕組みが必要である。また、飼養許可時に供託金を設置するなどし、7日以内に飼養責任者が決まらなかった場合には、行政責任において飼養や殺処分を決定できるようにすべきである。	飼養等をされている特定外来生物を遺棄することは、「放つこと」等(法第9条)に該当するため、当該許可者が死亡した場合でも特定外来生物の逸出は防止されます。本規定は相続手続に必要な期間等を考慮して、本規則に基づく届出の提出期限を「三十日以内」としているところです。
		全般	届出を怠った際、つまり法に違反した場合について追記すべきである。	許可失効の届出がなければ、違法に飼養等をしていることとなり、法第4条の違反になります。
第10条		全般	オオクチバスなどの釣り大会の検量などに伴うすぐに返してもらおうことが前提の一時的な引渡し、同一水域の移動後のリリース、湖から管理釣り場など県や市町村が認めた水域への移動、漁業権のある湖への移動も禁止の適用除外にして頂きたい。大会などで検量を目的とした取扱者を対象とした簡易資格などを検討していただきたい。	釣り大会については、地域や状況に応じて内容が異なると考えられることから、別途個別に取扱いを検討すべきと考えています。

		全般	「飼養等の許可を受けた特定外来生物の販売業者、輸入業者等が、法に基づき、特定外来生物を譲渡する場合、譲渡後における飼養等管理体制を確認しなければならない。」という内容を追加すべき。	特定外来生物の飼養等については、販売業者、輸入業者だけでなく、最終飼養者まですべて逸出しないような施設基準に合致しているとして許可をとることとされています。
		全般	許可を受けた飼育生物の治療を行う場合、その関係の医療機関関係者は治療に係る期間、その個体の飼育に関する許可を全面的に引き継ぐことが必要である。	獣医師が行う治療に関し、獣医師法に基づく適切な業務であれば、第2条第1項第10号により飼養等の許可の適用除外とすることとしています。
		全般	「捕獲された個体を最大限生かすために、新たな里親希望者や飼育施設に譲り渡す場合」という項目を入れるべき。	動物愛護法の対象となり得る哺乳類、鳥類、爬虫類の防除個体の引き取り飼養については、第3条第1項第5項の「その他公益上の必要があると認められる目的」で許可対象となり得ます。
第13条	1		都道府県だけでなく、防除を行う団体、利用関係者に対しても防除の公示案を示すべき。地域によって複数の防除目標の設定可能なように、当該地域での意見交換会の実施、パブリックコメントの募集や、当該生物の利用者の意見を聴かなければならない旨の文章を付け加えるべきである。	防除の公示については、法第11条に基づき関係都道府県の意見を聴くこととしています。基本方針に記述されているとおり、計画的な防除の実施に際しては、必要に応じ、地域の関係者による協議の場を設けることとしています。
	1		「主務大臣等」の「等」の削除を求める。「等」と記載されると主務大臣以外にも公示ができることになる。	法第11条に基づき主務大臣及び国の関係行政機関の長(これを「主務大臣等」と言います)は防除を行う際には公示をすることとされています。
	1		「あらかじめ」の指し示す期間が不明確であり、これを「6ヶ月前までに」と有期限・明確化すべきである。	「あらかじめ」は公示をする前のことを意味しています。
第14条			防除を行う際には、効果が期待できる方法に限るべきであることを明記すべき。	法第11条に基づき主務大臣及び国の関係行政機関の長は、被害の発生を防止するため必要があるときに防除を行うこととされています。

			<p>防除の目標は外来生物を撲滅させることであり、いつまでに防除が完了するかを公示する必要があるので、「防除の目標」を「防除完了の目標時期」に修正すべき。</p>	<p>基本方針に記述されているとおり、被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定することとしております。</p>
			<p>鳥獣保護法の適用除外について、基本方針では主務省令で定めるとされているが、「その他防除に際し必要な事項」で済まされている。在来鳥獣の錯誤捕獲を避け、適正な防除を進めるために主務省令で明記すべきである。</p>	<p>在来鳥獣の錯誤捕獲を避けることなどについては、基本方針、主務省令を踏まえ、防除の公示に記述することとしています。</p>
第15条			<p>後半部分を「…官報および総務省ホームページに掲載して行うものとする」とすべき。インターネットであれば、いつでも確認可能であるため。</p>	<p>すべての国民が公示の内容確認できるよう官報による公示を行うこととしています。なお、公示については環境省のホームページでも閲覧ができるようにする予定です。</p>
第18条			<p>特定外来生物の売買に関わる団体に防除費用を負担してもらうことを明記すべき。いかなる業界にも生産者・販売者責任があり、業界が損害について負担することは、常識である。</p>	<p>法第16条には「防除の実施が必要となった原因となった行為をしたものがあるときは、その費用の全部又は一部を負担させる」としており、特定外来生物の売買に関わるというだけで負担させることにはなりません。</p>
第21条			<p>延滞金の金利については、昨今の金利事情を考慮し、反映すべきである。金利を「年0.1パーセントの割合を乗じて計算した額とする」と修正すべきである。</p>	<p>他制度とのバランスを見ながら「10.75%」とさせていただいたところです。</p>
第22条	1	1	<p>防除の段階で、民有地に入るなどトラブルの原因となる可能性があり、連絡をとるためにも地方公共団体の名称の後に、(住所・防除の確認の主管部署名・責任者名・電話番号を含む)を追記すべき。また、土地所有者や水面管理者に防除実施計画書を事前に示し意見を聴いたあとに確認の申請をするべきである。</p>	<p>地方公共団体の連絡先は明らかですので、あえて記載していません。また、本法において、土地所有者や水面管理者に防除実施計画書を事前に示し意見を聴くという手続きは定められておりません。</p>
第22条	1		<p>条文に続き、「ただし、それに先立ち、防除が外来生物の駆除を目的とする場合、殺さない方法を十分に検討し努力しつくさなければならない」とすべき。</p>	<p>防除個体の取扱いについては、特定外来生物毎に状況が異なりますので、防除の公示において整理すべきことと考えます。</p>

1	4	「特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容と途中経過と結果の報告及び評価の方法の概要」とすべき(24条の4号も)。	途中経過と結果の報告及び評価の方法の概要については、その他の防除の内容に含めています。
2		「・・・防除計画書」のあとに「および当該防除区域に係わる土地所有者・水面管理者・利用者等代表・商工会・漁業協同組合・観光協会の防除実施計画同意書」を追記すべきである。	基本方針に記述されているとおり、「防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得る者とする」としており、必ず同意を取ることにはしていません。
2		被害データ(人、経済、生態系被害など)が科学的に証明されている書類、及び防除対象区域に属する漁協、観光・商業関係者の合意書を添付させるべき。	被害データについては、必要に応じ、防除実施計画書の中に位置付けていただくことが適切と考えています。なお、合意書は必須ではないと考えます。
2		どのような申請を行ったか基準をわかりやすくするため、「防除の確認、情報の公開、認定の申請の方法について」と追記すべき。	ここでは申請書の内容について記載しています。
2		「防除実施計画書」の内容は、捕獲の方法、混獲防止の措置、捕獲動物の安楽死の方法、従事者の人選、責任体制、計画の見直し規定の導入など具体的で実効性のある計画内容が必要であると同時に、実行した結果、目標を達成できなかった場合、計画を見直す順応的な管理ができる仕組みが必要である。	ご意見として承ります。
全般		以下の条文を追加すべき。 「本申請の確認に基づき当該防除を実施した場合は、防除を行う期間経過後ただちに、地方公共団体は、防除の結果を調査し、目標に対する判定と評価をインターネットを利用して公表しなければならない」と追記すべき。	防除結果をどのように公表するか等については、各防除主体の主体性に任されているものと考えます。
全般		許可を与える場合には、厳正な審査、防除結果の報告を義務づけるべき。	確認・認定に際しては、基本方針を踏まえ適切に審査することとしています。
全般		申請において、駆除後の効果、効果の判定方法も盛り込むべき。	ご指摘の内容については、防除実施計画に記述されるべきものと考えます。

第23条	1	防除の方法に関して「不特定多数の国民にこれを強制するものであってはならない」として頂きたい。特に地方公共団体の「防除実施計画書」の中で、キャッチアンドリリース禁止などが含まれていた場合に、これを認めないで頂きたい。	防除に係る具体的内容については、特定外来生物の種類毎に定める防除の公示において示すこととしており、地方公共団体からこれに合致したものとして申請があれば確認を行うこととしていません。
	1	「緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合」が不明確であり、これまで行われていないので削除すべき。また、1号の条文は、「・・・防除計画書」のあとに「および当該防除区域に係わる土地所有者・水面管理者・利用者等代表・商工会・漁業協同組合・観光協会の防除実施計画同意書」を追記すべきである。	緊急的な防除の実施については、基本方針に記述されており、「人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合や希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合など」に行うこととしています。基本方針に記述されているとおり、「防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得る者とする」としており、必ず同意を取ることはありません。
第24条	1	「申請書を主務大臣に提出」をもっと簡便すべき。オオクチバス等の駆除対象の淡水域は相当数であり、駆除手続きの簡便化が、駆除実績を上げると考えます。手続きが煩雑だから防除参加をためらうことは避けたい。事後も可とし、申請方法も所定の様式のみならず、ハガキやインターネットを利用したらよいと思う。	確認・認定の具体的な申請方法については、今後申請方法を明らかにすることとしています。
	4	「特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容と途中経過と結果の報告及び評価の方法の概要」とすべき。	途中経過と結果の報告及び評価の方法の概要については、その他の防除の内容に含めています。
	全般	計画前に、環境影響調査、当該水域の利用者の意見を収集を義務づけるべき。	基本方針に記述されているとおり、科学的知見に基づく防除の目標の設定、地域における協議の場の設定が適切に進められるものと考えています。

	全般	24条の1項の1号に「ならびに電話番号」を追記するとともに、2項を「前項の申請書には、防除実施計画書及び当該防除区域に係わる市町村議会・利用者等代表・漁業協同組合・商工会・観光協会の防除実施計画同意書及び誓約書ならびに申請者の略歴を記載した書類(法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄付行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)を添付しなければならない。」とすべき。	基本方針に記述されているとおり、「防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得る者とする」としており、必ず同意を取ることにはしていません。
第25条	全般	以下の条文を追加すべき。 「防除の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者の実施する防除については、その単独防除実施は認めず、国及び地方公共団体の実施する防除と同時に実施する防除に限定し、国及び地方公共団体の指示可で補助的実務を担当する。国及び地方公共団体以外の者の実施する防除と同時に実施する防除については、「法」第31条の規定により、交通費・食事代・日当・用具購入費または損料等に関し、完全に無償の奉仕作業とする。」	基本方針に記述されているとおり、「各主体の役割に応じて適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が進められる」ものと考えています。民間団体が独自に実施する防除も有効と考えられ、国や地方公共団体が実施する防除に限定する必要はないと考えます。
	全般	「防除方法について専門家及び小グループの意見を聞き、認定する」とすべき。主務大臣のみの判断ではなく、専門家の意見を取り入れて判断すべき。	防除の公示や、個々の防除実施計画の策定に際しては、既存の知見を活用するとともに、必要に応じ専門家の意見を聴くことが必要と考えます。
	全般	「主務大臣は、地方公共団体やその他のものが行う防除が、個体数の低下や農業被害の軽減等につながらないと判断した場合は、中止するように伝える」また、「最大限生物を殺さない方法で行うよう指導する」という項目を加えるべき。	法第19条に基づき「主務大臣は認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる」とされています。
第28条	2	入手国における法制度上の位置づけについても明記させるべきである。また、個体識別は学名だけでなく、一般通称名の記載、その港名、空港名も記載させるべき。個体識別が可能な写真等の添付も義務づけるべきである。	外来生物法は国内における飼養等を規制することとしておりませんので、原産地の法制度の情報までを付することとしていません。ただし、どのような国や地域から輸入されるかという情報は有意義ですので、情報を収集する何らかの仕組みを考えたいと思います。

		<p>2 未判定外来生物の生態系への影響評価については、生態系への影響の大きさを予見するために重要な採食生態や、定着の可能性を予見するために重要な繁殖生態について、明確に記載を求めべきである。(2)として「食物および採食行動、繁殖行動および繁殖場所」を追記すべき。</p>	<p>基本方針に記述されているとおり、未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かについて「輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとしている。」を踏まえた案としています。</p>
第30条	1~4	<p>亜種または変種、交雑種の個体も含めて判定することになるので、種類名だけではなく、学名も確認できる仕組みが必要である。</p>	<p>種類名添付生物については、法第25条に基づき「種類を証する証明書」の添付が必要とされています。</p>
第31条		<p>飛行場については、3国際空港を指定しているが「港」については、言及されていない。当該外来種を識別することが可能な通関体制が整っている場所に限って指定する方が現実的である。</p>	<p>輸入量が多いという現状を踏まえて3空港を指定することとしています。</p>
全般		<p>特定外来生物に指定された生物に関して今後も影響調査をし、害が無いもの若しくは影響が軽微なもの、指定により国民生活に支障をきたす生物について、指定を除外する条文を追記すべき。ただし危険な種については遺棄の罰則のみを設定しておくことは有り得る。指定の解除を行うことは費用の面から考えても、有意義であると考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
		<p>特定外来生物及び未判定外来生物を対象とした管理釣り場が営業を継続するための手続きが業者の負担にならないよう配慮を求める。</p>	<p>既に特定外来生物を用いて生業を営んでいる場合は、飼養等の基準に合致するものについては、飼養等の許可の対象となると考えます。</p>
		<p>告示や飼養施設、防除等この施行規則で出てきていない細目については、パブリックコメントを実施し、修正すべき点は修正すべきである。</p>	<p>細目については、別途特定外来生物毎に作成し、パブリックコメントを実施することとしています。</p>

<p>(14条、22条～26条をはじめとし全般にわたっての意見)防除の一環としてリリース禁止が入る可能性がある。オオクチバスが都道府県の条例や防除でリリース禁止にならないよう施行規則に盛り込んでほしい。申請する内容が基本方針の第3の5の「捕獲又は採取した直後に放つ等の行為は本法第9条の対象とならない」と相容れない内容にならない文言を追加すべき。キャッチアンドリリース禁止が防除の方法とされることを懸念する。</p>	<p>各自治体でどのような規制を行うかについては、各自治体の判断に任されていると考えています。</p>
<p>外来生物の選定方法があいまいであるなど、道理にかなっておらず、現段階で、本規則を施行することは適当ではない。選定方法や全般にわたる細かい基準を明確にすべき。</p>	<p>特定外来生物の選定については、特定外来生物等専門家会合での検討を踏まえて適切に判断しています。</p>
<p>オオクチバス、コクチバスを飼養禁止などをはじめ、施行規則の規制対象にならないよう希望する。</p>	<p>特定外来生物に指定された生物については、外来生物法に基づく飼養等の禁止の規制の対象となります。</p>
<p>外来種の駆除ではなく、特定の飼育施設への移動及び管理にすべき。釣り人からの管理料聴取、密放流管理などにより在来種保護が期待できる。</p>	<p>外来生物法では、飼養等の規制を行うとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、防除を行うこととしています。</p>
<p>今回のパブリックコメントを求めることの意義がわからないが、外来生物法の趣旨に沿って適切に対応されれば何ら問題は無い。</p>	<p>国に置いては、規制の設定又は改廃に伴い省令等を策定する過程において、国民の多様な意見・情報・専門的知識を把握することとしていることから、パブリックコメントを求めたものです。また、外来生物法の趣旨にも沿った対応となっています。</p>
<p>防除に関する費用対効果のチェックを強化すべき。基本的に公的機関以外に防除費用を流出させるべきではない。防除の丸投げは税金の無駄使いになりかねない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>手続きの方法、窓口の場所など、申請の手続きに不明な点が多い。また、私有地の外来生物の管理状況チェックなど問題点が多いので、現状では実施は難しいのではないかと。</p>	<p>手続の方法や申請窓口等必要な情報については、施行までに環境省のホームページ等を通じて提供する予定です。</p>

<p>防除の目標、防除の達成率を防除が行われている限り毎年公開すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>防除対象と方法、例えば混獲などで、守られるべき種に影響を与えかねない。このような状況が予見される場合、混獲された対象外尾生物の保護、元にもどすことなど明確な保護ルールを設定し、防除行為で守られない場合は罰則を設けるべき。</p>	<p>混獲防止等の必要な措置については、防除の公示に記述することとしています。</p>
<p>特定外来生物が決まる前に施行規則を決めるべきではない。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、個々の特定外来生物にかかわらず、共通のルールについてご意見をうかがったものです。</p>
<p>魚類や昆虫類等については、非意図的な移入拡散防止への条項の追加を提案する。</p>	<p>特定外来生物毎に検討いたします。</p>
<p>譲渡しについてはライセンス認証をうけた管理釣り場もしくはライセンス認証をうけた愛好家に限ることとすべきです。湖沼や河川の漁協の人々がライセンス認証を得ていればそこで外来生物の受け入れを許可してもいいのではないかと。</p>	<p>ライセンス認証については意味しているところが不明ですが、特定外来生物の譲渡しについては、渡す側と受ける側の双方が外来生物法に基づく飼養等の許可を得ている場合に行うことができます。</p>
<p>「飼養許可の申請」窓口業務を民間に委託するのはどうか。申請は無料とする。これにより人件費等の予算も最低限に抑えられ、その分を駆除などの事業に回すことも可能です。最終的にはペット業者による「すべての愛玩動物の飼養の許可・免許制」としてはどうか。オーストラリアやドイツではペットの免許制が行われていますので、参考に見るとよいかもかもしれません。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>施行規則に罰則規定が無いので、追加すべき。</p>	<p>罰則については法律に規定しています。</p>
<p>施行規則について、適用は特定の地域に限るべきである(ゾーニング)。</p>	<p>外来生物法では特定の地域を定めて規制を行う仕組みにはなっておりません。</p>

		<p>本法は外来種の駆除ではなく在来種の保護・繁栄を主目的としており、在来種繁栄の為に速やかに自然環境を回復させる施策を行わねばならない旨を本法で明文化する事を要望する。</p>	<p>外来生物法では、「特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること」を目的としています。</p>
--	--	---	--